

工事实績情報サービス（CORINS）登録義務対象 工事範囲の改定について

千曲市では、市が発注する建設工事について配置予定技術者の専任等を的確に確認し、適正な施工体制の確保及び品質確保を図る観点から、工事代金が2,500万円以上の工事について工事实績情報サービス（CORINS）入力システムへの登録を義務化していますが、コリンズシステムのデータベースの充実をより一層高め、適切な入札・契約手続きの促進を図るため、令和3年5月1日以降の入札公告等する案件から登録の義務付け対象となる工事を拡大することとしましたので、千曲市発注工事の受注者は、以下のとおり登録手続きについてご注意ください。

1. 登録義務対象工事

工事請負代金額が、500万円以上（税込）の建設工事

（変更契約により工事請負代金額が500万円以上となった場合も含む）

2. 登録の時期

- (1) 受注時登録：契約締結後10日以内
- (2) 完了時登録：工事完了後10日以内
- (3) 変更登録：竣工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内

※コリンズの登録は、登録対象工事の受注者が行います。

3. 登録方法及び登録に伴う費用

コリンズ登録方法及び費用等の詳細については、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のコリンズ・テクリスセンターのホームページをご覧ください。

【コリンズHP】 <http://ct.jacic.or.jp/>

【問い合わせ】 TEL：03-3505-0452 FAX：03-3505-0851

※登録に要する費用については、設計価格の積算において、**現場管理費**に含まれています。

4. 適用時期

令和3年5月1日以降に入札公告又は指名競争入札（見積徴取）通知を行う案件から適用します。